

令和5年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会
次 第


日 時 令和5年11月16日（木）
午後2時～午後4時
場 所 平塚市役所本館4階 410会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 仮係数に基づく令和6年度の国保事業費納付金・標準保険税率について
- (2) 国民健康保険税条例の一部改正について（産前産後期間に係る保険税軽減）
- (3) 平塚市国民健康保険第2期データヘルス計画（第4期特定健康診査等実施計画）
について
- (4) その他


3 閉 会



令和5年度 第3回平塚市国民健康保険 運営協議会

令和5年11月16日(木)

平塚市健康・こども部保険年金課



次 第

1 開会

2 議題

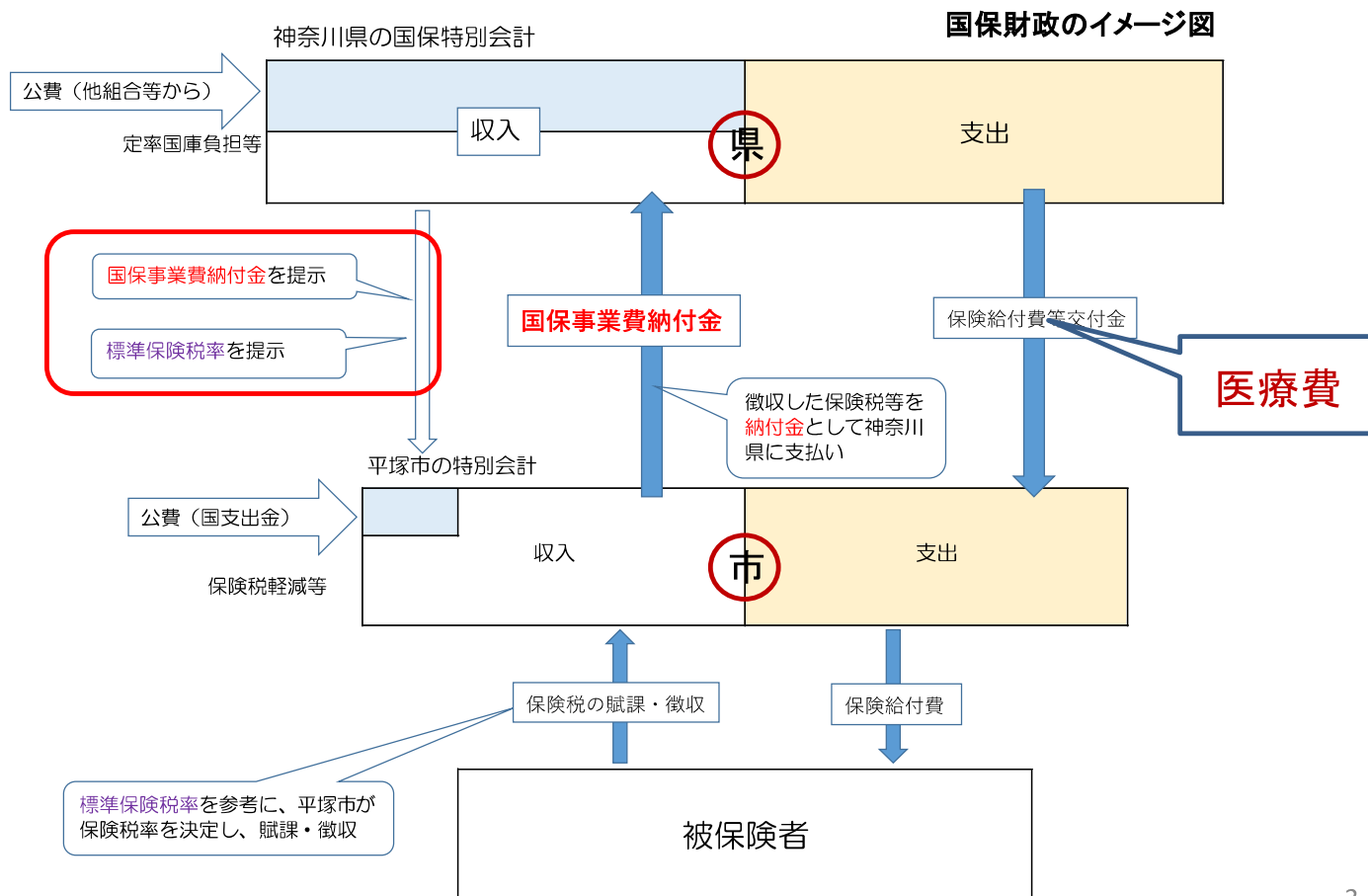
- (1) 仮係数に基づく令和6年度の国保事業費納付金・標準保険税率について
- (2) 国民健康保険税条例の一部改正について(産前産後期間に係る保険税軽減)
- (3) 平塚市国民健康保険第2期データヘルス計画(第4期特定健康診査等実施計画)について
- (4) その他

3 閉会

2-(1)

仮係数に基づく令和6年度の国保事業費納付金と標準保険税率について

①国保事業費納付金と標準保険税率



②国保事業費納付金と標準税率の提示後

神奈川県

国保事業費納付金

標準保険税率



平塚市

令和6年度
国民健康保険事業特別会計
当初予算案の編成

令和6年度
国民健康保険税率の算定

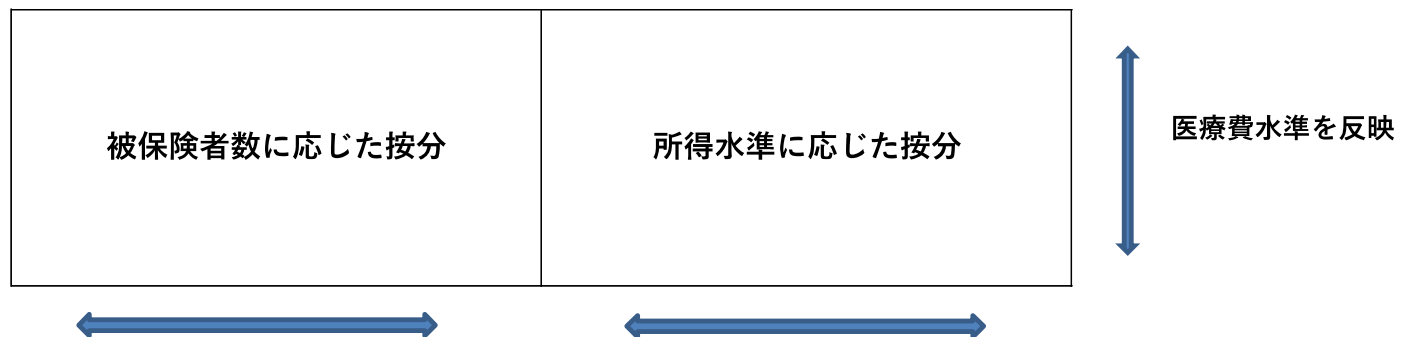
③国保事業費納付金の算定

神奈川県は、医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を**国保事業費納付金**として市町村ごとに算定します。県内各市町村は決定された額を神奈川県に納付します。

国保事業費納付金は被保険者数、所得水準、医療費水準を考慮して決められます。

算定のイメージ図

【国保事業納付金の金額】



④国保事業費納付金 前年度との比較

このページは、当日配布いたします。

| | 令和6年度 | 令和5年度 | 前年差 | 前年比 |
|-------|-------|---------------|-----|-----|
| 総額 | 0 | 7,386,560,671 | — | — |
| 医療分 | 0 | 4,925,413,821 | — | — |
| 後期支援分 | 0 | 1,823,640,485 | — | — |
| 介護分 | 0 | 637,506,365 | — | — |

(仮係数に基づき提示された額)

(単位:円)

『参考』

国民健康保険税では、主に医療費にあてられる医療分のほかに、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するための負担分（後期支援分）も徴収しています。
また、国民健康保険に加入している介護保険の第2号被保険者からは、介護保険料（介護分）も徴収されています。
そのため、国保事業費納付金や国民健康保険税は、次の三つの区分で構成されています。

- 医療分 ••• 病気やケガをしたときの医療費の財源
- 後期支援分 ••• 後期高齢者医療制度を支えるための財源
- 介護分 ••• 介護保険制度を支えるための財源
 (40~64歳の被保険者のみ)

⑤ 予算への計上

市国民健康保険事業特別会計当初予算案では、歳出の
国民健康保険事業費納付金に、提示された額を計上します。

| 科目 | 5年度当初 |
|--------------------------|------------|
| 総務費 | 468,752 |
| 総務管理費 | 397,460 |
| 一般管理費 | 394,949 |
| 国民健康保険事業 | 219,208 |
| 国民健康保険団体部会有租金 | 175,741 |
| 徴収費 | 2,511 |
| 運営協議会費 | 70,691 |
| 運営協議会費 | 601 |
| 保険給付費 | 18,097,040 |
| 療養費 | 15,651,588 |
| 一般被保険者療養給付費 | 15,461,787 |
| 退職被保険者等療養給付費 | 100 |
| 一般被保険者療養費 | 140,779 |
| 退職被保険者等療養費 | 100 |
| 薬費支払手数料 | 48,832 |
| 高額療養費 | 2,350,390 |
| 一般被保険者高額療養費 | 2,347,228 |
| 一般被保険者高額療養費 | 2,341,249 |
| 退職被保険者高額療養費(外末年間合算) | 5,979 |
| 退職被保険者等高額療養費 | 200 |
| 一般被保険者高額介護合算療養費 | 2,862 |
| 退職被保険者等高額介護合算療養費 | 100 |
| 移送費 | 250 |
| 一般被保険者移送費 | 200 |
| 退職被保険者等移送費 | 50 |
| 出産育児諸費 | 70,532 |
| 出産育児一時金 | 70,500 |
| 薬費支払手数料 | 32 |
| 療養給付費 | 20,150 |
| 介護給付費 | 4,120 |
| 国民健康保険事業費納付金 | 7,386,563 |
| 医療給付費分 | 4,925,415 |
| 一般被保険者医療給付費分 | 4,923,813 |
| 退職被保険者等医療給付費分 | 1602 |
| 後期高齢者支援金等分 | 1,823,641 |
| 一般被保険者後期高齢者支援金等分 | 1,823,641 |
| 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 | 0 |
| 介護納付金分 | 637,507 |
| 介護納付金分 | 637,507 |
| 共同事業拠出金 | 5 |
| 共同事業拠出金 | 5 |
| 保健事業費 | 298,199 |
| 保健事業費 | 68,963 |
| 保健普及費 | 9,213 |
| 病廃事業費 | 59,750 |
| 特定健診等事業費 | 229,236 |
| 国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等) | 209,491 |
| 国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等) | 19,745 |
| 市国民健康保険基金積立金 | 0 |
| 積立金 | 53,068 |
| 積立金及び繰上り加算金 | 53,068 |
| 一般被保険者保険料滞付金 | 45,000 |
| 退職被保険者等保険料滞付金 | 280 |
| 償還金(保険給付費等交付金償還金) | 6,888 |
| 一般被保険者保険料滞付加算金 | 900 |
| 退職被保険者等保険料滞付加算金 | 20 |
| 滞り金等負担金積立金 | 0 |
| 準備費 | 100 |
| 歳出合計 | 26,303,727 |



| | |
|-------------------|-----------|
| 国民健康保険事業費納付金 | 7,386,563 |
| 医療給付費分 | 4,925,415 |
| 一般被保険者医療給付費分 | 4,923,813 |
| 退職被保険者等医療給付費分 | 1602 |
| 後期高齢者支援金等分 | 1,823,641 |
| 一般被保険者後期高齢者支援金等分 | 1,823,641 |
| 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 | 0 |
| 介護納付金分 | 637,507 |
| 介護納付金分 | 637,507 |

令和5年度国民健康保険事業特別会計予算書(歳出部分)

⑥標準保険税率

このページは、当日配布いたします。

標準保険税率は、法令で定められた統一の算定ルールに基づき、神奈川県が算定した各市町村が納付金を納めるために必要な理論上の数値です。

令和6年度標準保険税率

| | 所得割 | 均等割(円) | 平等割(円) |
|-------|-----|--------|--------|
| 医療分 | % | 0 | 0 |
| 後期支援分 | % | 0 | 0 |
| 介護分 | % | 0 | 0 |

『参考』

国民健康保険税は「医療分」、「後期支援分」、「介護分」の3種類の保険税で構成されていますが、さらに、これら1つ1つに、**所得割**・**均等割**・**平等割**の保険税率及び金額が定められており、それらの合計をお支払いいただきます。

所得割・・・前年中の所得に応じた計算

均等割・・・世帯における国保加入者の人数に応じた計算

平等割・・・1世帯あたりの金額

⑦現行税率との比較

このページは、当日配布いたします。

令和5年度税率(現行)

| | 所得割 | 均等割 (円) | 平等割 (円) |
|-----------|-------|------------|------------|
| 医療分 | 6.96% | 28,270 | 18,530 |
| 後期 支援分 | 2.82% | 10,920 | 7,160 |
| 介護分 | 2.90% | 11,740 | 5,940 |

令和6年度標準保険税率

| | 所得割 | 均等割 (円) | 平等割 (円) |
|-----------|-----|------------|------------|
| 医療分 | % | 0 | 0 |
| 後期 支援分 | % | 0 | 0 |
| 介護分 | % | 0 | 0 |



令和5年度税率と
令和6年度標準保険税率との差異

| | 所得割 | 均等割 (円) | 平等割 (円) |
|-----------|-----|------------|------------|
| 医療分 | — | — | — |
| 後期 支援分 | — | — | — |
| 介護分 | — | — | — |

実際の保険税率は、各市町村が**標準保険税率**を参考に、当該市町村の国民健康保険の加入者の所得、世帯の状況等を総合的に判断した上で決定するため、**標準保険税率**と各市町村が実際に算定する保険税率は異なります。

⑧税率決定のプロセス

国民健康保険特別会計

歳入

歳出

①特別会計の歳入と歳出
の見込額を決定

必要な税総額が決定

②

③

税総額を満たすため、神奈川県から示された**標準保険税率**を参考に

加入者の所得
被保険者数
収納率

などを総合的に判断した上で税率
を決定します。





今後の予定

- | | | |
|-------|-------|--|
| 2023年 | 11月下旬 | 令和6年度予算案と税率案の作成 |
| 2024年 | 1月初旬 | 確定係数に基づく国保事業費納付金と標準税率の提示 委員の皆様へ資料の送付(予算案、税率案) |
| | 1月18日 | 第4回平塚市国民健康保険運営協議会 予算案の説明、税率について承認 |
| | 2月 | 市議会定例会に議案上程 |

2-(2)

国民健康保険税条例の一部改正について (産前産後期間に係る保険税軽減)

概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、産前産後保険税免除（軽減）制度を実施します。

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険税及び均等割保険税を免除（軽減）します。

(単胎の場合は4か月間、多胎の場合は6か月間)

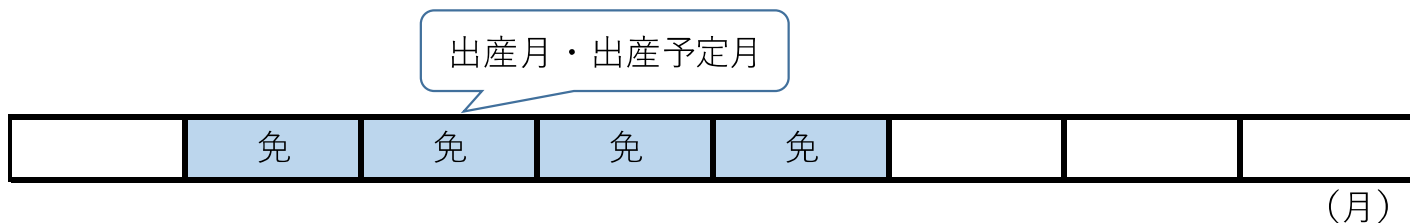
対象者

出産する被保険者

「出産」とは、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産の場合も対象となります。

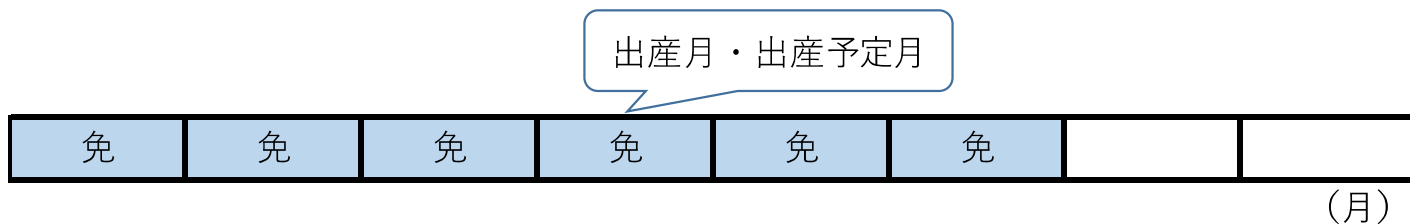
単胎の場合

出産月・予定月の前月から出産月・予定月の翌々月までの期間が対象(4か月間)



多胎の場合

出産月・予定月の3か月前から出産月・予定月の翌々月までの期間が対象(6か月間)



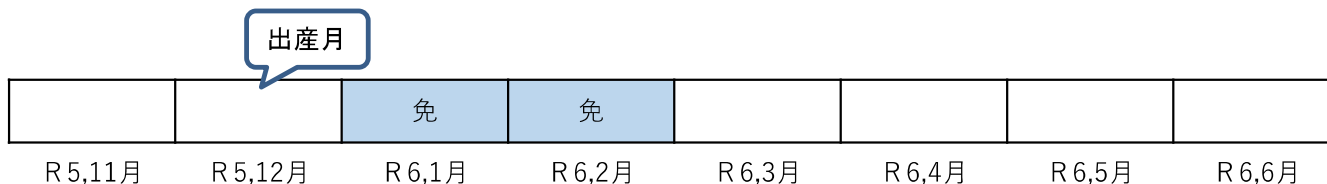
適用開始日 令和6年1月1日


令和5年度においては、令和6年1月以降に免除対象月がある場合に免除の対象となります。令和5年11月以降に出産した被保険者が対象となります。

11月に出産した場合は、出産月の翌々月まで免除対象となるため1か月分が対象



12月に出産した場合は、出産月の翌々月まで免除対象となるため2か月分が対象





2-(3)

平塚市国民健康保険第2期データヘルス計画
(第4期特定健康診査等実施計画)について

素案への意見照会結果概要

| | |
|------|---|
| 期間 | 令和5年10月3日(火)～10月13日(金) |
| 対象 | 平塚市国民健康保険運営協議会委員、庁内関係課 |
| 意見 | 第2章 第1期計画の評価及び第2期に向けた健康課題の明確化に関する意見 5件 第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施に関する意見 1件 第4章 課題解決するための個別保健事業に関すること 4件 第5章 地域包括ケア推進の取組に関すること 2件 その他表現や体裁等に関すること 5件 |
| 反映状況 | 素案に反映したもの 9件 すでに素案に記載しているもの 1件 今後の参考にするもの 7件 反映できないもの 0件 |

今後のスケジュール

| 時 期 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 12月1日 | 広報ひらつか12月第1週号 パブリックコメント実施について掲載 |
| 12月1日 ～令和6年1月4日 | パブリックコメント実施 |
| 令和6年1月18日 | 平塚市国民健康保険運営協議会 ・パブリックコメントの意見等について報告 ・第2期データヘルス計画素案について承認 |
| 3月下旬 | ホームページに第2期データヘルス計画を公表 |
| 4月～ | 第2期データヘルス計画に基づき事業実施 |

第3回平塚市国民健康保険運営協議会に御出席
いただきありがとうございました。



手をつなぎたくなる街

次回、第4回平塚市国民健康保険運営協議会は、
令和6年1月18日（木） 14:00 から
場所は、平塚市役所本館 410会議室 で開催予定です。